

◇ 許 可 の 条 件 ◇

(公園施設設置、管理、長期占用(3箇月を超える))

1 遵守事項

使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (3) 許可物件に起因する事故が発生しないよう、安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (4) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (5) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、あらかじめ公園管理者の承認を得ること。また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (6) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること
- (7) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (8) 近隣の居住者に迷惑をかけること。
- (9) 許可区域外に、公園管理者の承認なく看板や柵その他工作物を設置しないこと。
- (10) 設置物の風による倒壊等、周辺に危険が及ばないよう適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、夜間における占用物の管理及び安全対策を万全に行うこと。
- (11) その他、公園管理者の指示に従うこと。

2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 許可物件が滅失焼失又は著しく損傷し、使用不能になったとき。
- (6) 使用料及び延滞金等の納付を怠ったとき。
- (7) 申請者(申請内容に関わる者を含む。)が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

3 転貸等の禁止

使用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 許可物件の転貸
- (2) 許可物件の担保提供
- (3) 許可物件の新築又は増築、形状の変更
- (4) 使用目的又は用途の変更
- (5) 使用者の地位の譲渡

4 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 許可物件の改修、修繕を行おうとするとき。
- (2) 使用者又は保証人が氏名や住所（法人にあっては名称、代表者名、所在地）を変更したとき。
- (3) 使用者が死亡したとき。
- (4) 許可物件が滅失、焼失又は著しく損傷し、使用不能となったとき。
- (5) 保証人を変更しようとするとき。

5 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

6 必要費等の補償

使用者は、許可物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を請求することはできない。

7 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

8 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で許可物件を撤去し、原状回復すること。

(2) 許可期間満了後であっても、本件占用に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使用者は自己の費用で原状回復すること。

9 環境保全義務

(1) 都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。

(2) 樹木の移植、剪定及び伐採が必要な場合は、公園管理者の指導を受けたうえで、本市登録造園業者において行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。なお、これにかかる費用は使用者の負担とする。

10 使用許可の更新

許可期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了日の20日前までに継続許可申請をしなければならない。

11 使用料の改定

許可期間中であっても、条例の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。

12 調査協力の義務

(1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。

(2) 公園管理者が許可物件の使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

13 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

14 その他

地蔵像、記念碑、防犯カメラなど個別の設置基準が定められている場合は、当該基準を遵守すること。

○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

京都市 建設局 ○○○○事務所
○○区○○町○○番地 TEL○○○-○○○-○○○○